

基本問題小委員会ウェブサイト経由でいただいた御意見と考え方

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
	（１）審査一般に関すること			
1	審査一般（特許）	基準・品質	特に外国出願において、クレーム中に過度に曖昧な記載であったり、明細書を参酌しないと理解が困難な記載がある場合は、審査官が発明特定事項を黙示的に認定するのではなく、出願人に対して明確な記載への補正を要請するべき。	特許請求の範囲の各請求項の記載は権利範囲を画するものですので、御指摘の通り、権利範囲が不明確とならないように特許法第36条第6項第2号（明確性要件）等の拒絶理由を適切に運用していくことは重要なことと考えております。 一方で、各請求項においてどのように発明を特定するかは出願人側に任されていること（同条第5項）、審査官は、請求項の記載のみでなく、明細書及び図面の記載並びに出願時の技術常識をも考慮して発明特定事項の意味内容や技術的意味を解釈すべきとされていること（審査基準第II部第2章第3節2.1(2)）等の事情に照らすと、権利範囲が不明確とまではいえないとして、拒絶理由が通知されない場合もあります。 個別案件において審査官が法令・審査基準上、可能な範囲で出願人に請求項の記載の明確化を求めるよう、運用を徹底するとともに、説明会等の機会を通じて、出願人の皆様にもクレームの記載内容の適正化をお願いしていきたいと考えております。
2	審査一般（特許）	基準・品質	本願発明や引用発明の事実認定が適切に行われていないケースが散見される。スピードだけではなく、内容についても、品質を高めて頂きたい。	審査官が特許審査において作成したすべての通知・査定について、法令・基準に基づいた適切な審査が行われているか、審査官の判断や意図が伝わるかどうか、といった観点で管理職によるチェック（決裁）を行っており、必要に応じて審査官への指導も行っておりますが、御指摘いただいたケースがないよう、今後とも審査の質の維持・向上に取り組んで参ります。 なお、個別の案件の審査の質についての御意見を随時、特許庁ウェブサイトを通じて受け付けており、いただいた御意見は審査室にフィードバックし、審査の質の向上のために活用させていただいております。 御指摘のケースのようにお気づきの点がありましたら、お寄せいただけますと幸いです。 ＜参考ＵＲＬ＞ 「審査の質に関する評価・御意見受付」 https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
3	審査一般（特許）	基準・品質	現在、例えば拒絶理由通知に明らかな過誤（例えば、補正前のクレームに基づく拒絶理由通知）があっても、拒絶理由通知を出し直すことはされていない。この場合、落ち度は100％審査官側にあり、また意見書を提出するには費用が発生するのであり、このような場合に、処分（拒絶理由通知、拒絶査定、拒絶審決）を再度出し直すことができるように運用を変更されるようお願いしたい。	手続補正書等の提出が看過されて補正前のクレームに基づく拒絶査定がされている場合、職権取消通知を行って再度審査を行うこととなっており、必要な場合には、拒絶理由通知書等の出し直しを行っております。 引き続き、一層、適正な審査に努めますが、拒絶理由通知等に明らかな過誤があつて、正しい拒絶理由通知等を通知し直してほしい、再度審査を行ってほしい等のご要望がある場合は、意見書を提出していただくことなく、担当の審査官にご連絡いただけますと幸いです。
4	審査一般（特許）	コミュニケーション	拒絶理由について、審査官に電話連絡をする事があるが、審査官が在宅勤務という理由で、来庁日にしかコンタクトが取れないという状況が続いており、非常に不便を感じている。 休暇や出張ではなく「勤務」をしている以上、電話の転送をするか、折り返し電話をするなど、来庁日を待たなくともコンタクトを取れるようにして頂きたい。 審査官のテレワークに伴い、審査官の出勤日にしか審査官と連絡をとることができない。現在のように隔日の出勤であれば、それほど問題はないが、緊急事態宣言時には、審査官が週1回の出勤となり、週1回しか連絡をとることができず、処理をなかなか先に進めることができなかった。今後、審査官の出勤頻度が下がる場合も想定され、そのような場合に、例えば週1回しか連絡が取れないような事態にならないように、何らかの手段で体制を整えて頂くことをお願いしたい。リモートアクセス・テレワーク対応の新システムは、2026年度から本格的な運用を目指すとのことであるが、上記の2点については、優先順位を上げて、早急に改善されることをお願いしたい。	御指摘いただいた、審査官が在宅勤務をしている場合に連絡に支障があるという問題は、特許庁でも把握しており、テレワーク中の審査官が登庁しなくても折り返し電話をできるよう、連絡体制を整備するとともに、早急に改善策を検討しております。 なお、審査官への面接のご依頼であれば電話によらずともウェブフォームを利用して申込を行うことが可能ですので、ご利用ください。 https://mm-enquete-cnt.jpo.go.jp/form/pub/jpo/mensetsu_sinsa

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
5	審査一般（特許）	コミュニケーション	コロナ以前から、ＴＶ面接（Ｗｅｂ面接）を頻繁に利用していたが、コロナ禍による緊急事態宣言以降、Ｗｅｂ面接が全国的に利用されるようになり、その影響で、拒絶理由通知に対する応答期間内にＷｅｂ面接設備を予約できないことが増加している。 出願人にとっては、面接審査の機会が与えられないに等しい状況であるため、需要の増加にあわせて、Ｗｅｂ面接の設備状況を強く希望したい。 現在、コロナ禍で、面接が、原則オンライン面接で行われることとなっている。しかしながら、特許庁のオンライン面接用の部屋が１つしかないため、予約が取りづらい状況になっている。余裕をもって面接を申し込める場合ばかりではないので、特許庁のオンライン面接用の部屋の増設をお願いしたい。	御指摘のように、特許内のテレビ面接設備には機器数の制約がありましたが、コロナ禍による緊急事態宣言以降、従来実施しているテレビ面接に加えて、すべての審査官がWebアプリケーションを利用した面接も行えるようにオンライン面接手段の拡充を行いました。 Webアプリケーションを利用した面接も、多くの方にご利用いただいておりますので、活用をご検討ください。
6	審査一般（特許）	検索外注	第2回会合の資料２、32ページ右側の「1件あたりの業務コストの比較」のグラフについてですが、検索外注は無駄ではないでしょうか。 1件あたり11万円以上もかけて外注する意味はないのではないのでしょうか。 具体例で説明します。 外注により、特許庁（審査官）の業務が1時間減るとするならば、 1時間×審査官の時給（仮に3000円とします。）＝3000円 が検索外注にかけられる費用のMAXです。 3時間減るならMAX9000円です。 これ以上の費用をかける意味はありません。 外注1件あたりの価値はせいぜい1万円程度ではないのでしょうか。 外注せずに審査官にちょっと頑張ってもらって数時間残業してもらった方がよっぽど効率的です。	検索外注を行う場合に、審査官のみで審査を行う場合よりも業務コストがかかっているのは事実ですが、国家公務員の定員の制約がある中、審査処理の遅延を招かず、審査を迅速に行うためには、検索外注に頼らざるを得ないというのが実情です。 検索外注先である登録調査機関から審査官への報告のオンライン化などにより登録調査機関のさらなる業務効率化を進めつつ、登録調査機関間の競争を通じて、引き続き、外注単価の引下げによるコスト削減に取り組んで参ります。
7	審査一般（特許）	マルチマルチクレーム	小委員会ではマルチマルチクレームを機械的に検出し、オンライン出願システムでマルチマルチクレームを自動的に排除するなどして庁事務負担を増大させないような工夫をするとの意見が出ているが、ＰＣＴ（ＰＣＴ出願ではマルチマルチクレームを許容している。）からの国内移行ではこの様な自動的な排除はできないため、人による確認、通知等が必要と考える。したがって、マルチマルチクレームを廃止すると、逆に庁事務負担が増大するのではないか。 マルチマルチクレームを禁止したとしても、ＰＣＴの国内移行をはじめとしてマルチマルチクレームを記載した出願は多数係属すると思われる。マルチマルチクレームを禁止する法規定をどの様に考えているか定かではないが、仮に実体的な拒絶理由とするのであれば審査官の負荷は逆に著しく増大すると考える。また、方式違反にすると結局は庁事務負担が増大すると考える。したがってマルチマルチクレームを禁止することでかえって庁負担が増大するのではないかと懸念する。 マルチマルチクレームを禁止するのであれば現行の単一性およびシフト補正の制限は、少なくとも審査基準を改訂すべきであり、可能であれば法改正を視野に入れるべきである。 マルチマルチクレームの禁止により請求項数が増大するため、庁費用をはじめとしてユーザの負担が増大することが考えられる。化学系のようにＡ＋Ｂ＋ＤとＡ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄとで効果が著しく異なる場合には別の発明として請求項を分けて記載することは妥当かもしれない。しかし、電気機械系の様に、構成Ｄと構成Ｄの作用効果とが１対１に対応する場合には、Ａ＋Ｂ＋ＤとＡ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄとを分けて記載する必要はなく、実体上、審査官もこれら発明を分けて審査は行っていないし、電気機械系ではマルチマルチクレームを禁止したとしても審査官の負担低減にはならない。であるにも関わらず、単一性やシフト補正の回避のためだけにこの様に請求項を分けて記載する必要が生じ、むしろマルチマルチクレームの確認等、審査官の負担増大が生じ、かつユーザの負担の増大にもなり、メリットは何もない。マルチマルチクレームを禁止するのであれば単一性、シフト補正の見直しとともに検討することを強く要望する。	基本問題小委員会では、マルチマルチクレームは、実質的請求項数を増加させ審査への過度の負担を生じさせるだけでなく、国際調和の観点からも必ずしも好ましい表現とはいえないことから、マルチマルチクレームを制限すべきであるとの方針が示されております。 今後、マルチマルチクレームの制限に関する具体的な運用を検討する際には、いただいた御指摘を踏まえ、特許庁事務負担が増大しないように検討を進めて参ります。 また、マルチマルチクレームの制限は、あくまでも請求項の表現形式の問題であって、単一性やシフト補正の判断に影響を与えるものではないと考えております。マルチマルチクレームの制限による単一性、シフト補正の見直しについては、いただいた御指摘も踏まえて、その必要性について検討させていただきます。
8	審査一般（商標）	基準・品質	商標法第４条第１項第１１号の拒絶理由通知書に実質的な理由を記載お願い致します。称呼の発生が論点なのか、称呼の紛らわしさが論点なのか等が不明であることにより、反論のポイントがぼやけると思われるためです。このため、審査官にとっても出願人（代理人）にとっても労力及び時間が無駄になっている問題があると思います。そこで、簡単にでも結構ですので、実質的な理由をご記載いただけると幸いです。	商標公開公報やJ-Plat-Patを通じて、引用商標の情報（商標の態様、生じうる称呼等）の確認が可能となっております。引用商標の情報を基に出願商標と引用商標を比較いただければ、現行の拒絶理由通知の記載によっても多くの場合は、審査官が類似と判断した理由について判断可能と考えていますが、仮に、審査官が類似と判断した理由が分からない等拒絶理由の内容に不明な点があれば、担当審査官にお問い合わせいただくとともに、必要に応じて今後の対応（意見書の反論方法等）についてご相談ください。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
9	審査一般（商標）	基準・品質	識別力の審査についてですが、拒絶理由通知からどの商品役務について識別力が問題になっているのか、不明確な場合があります。当初から拒絶理由に全て列挙するのは大変なので例示で構いませんが、問い合わせがあったときは回答すべきではないでしょうか？回答が得られないのであれば、今後は区分ごとにバラバラに出願する、ということになってしまうかと思います。審査官も様々いらっしゃると思いますが、庁内で統一した運用をして欲しいと思います。 また、識別力の審査において最近、インターネット上でこのように使われている、など、数件しか無い使用例を持ち出せることがあります。我が国の商標制度は先願主義を採用しており、使用例と識別力の問題は本質的には異なりますので、わずか数例を持って、識別力無しとされるのは問題があると思います。使用例がある場合であっても、その商標から一般需要者がどのような意味合いを認識するか、を考えて欲しいと思います。	拒絶理由を通知するに際しては、その内容及び範囲を明確に記載すべく努めているところですが、仮に拒絶理由の内容に不明な点があれば、担当審査官にお問い合わせください。担当審査官から速やかに回答するよう努めておりますが、仮に回答が遅い等の場合には商標課企画調査班へご連絡ください。 また、識別性の判断にあたり、商標が商品の特徴等を表示するものとして、現実には用いられていることを要しないとしておりますが（商標審査基準第1 五 第3条第1項第3号1.）、実際の審査に際しては、御指摘いただいているとおり、本願商標に接する一般の需要者・取引者が商品又は役務の特徴等の表示と認識するかどうかという観点から審査を行っています。御指摘を踏まえ、引き続き適正な審査に取り組んで参ります。 なお、個別の案件の審査の質について関する御意見を特許庁ウェブサイトを通じて受け付けています。提出された意見は審査室にフィードバックし、審査の質の向上に活用しています。 「審査の質に関する評価・御意見受付」 https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/hinshitsu-iken.html
10	審査一般（商標）	指定商品・役務	商標登録出願における商品・役務の指定に関して、類似商品役務審査基準に掲載のない具体的な商品・役務の区分や類似群を、出願前より正確にご教示頂けるような御庁サービスの充実を要望する。即ち、新たに商標登録を希望する中小企業のみならず全ての者にとって、商標登録出願前の調査時より、自己の商標を使用する業務に関して出願・登録すべき商品・役務の正確な区分や類似群コードを知ることは非常に重要である。現状は、特許庁商標国際分類室に問合せを行うと、凡その区分や類似群コードをアドバイス頂けるが、商品・役務が多様化する昨今において、問い合わせでも満足の行く回答が得られない場合がある。また、最終的には商標登録出願を担当した審査官の判断となるため、「必ずしもアドバイス通りとはならない」との一言が添えられることがある。	「類似商品・役務審査基準」やJ-PlatPatで公表されていない商品・役務の表示であっても、商品や役務の内容が明確に把握できるものについてはJ-PlatPatの商品・役務名検索の公表データに追加すべく、2020年10月から、新しい要望受付フォームを特許庁ホームページ上に設置し、新しい商品・役務名に関する御意見・ご要望を受け付けています。 当該意見受付フォームを通じて、ユーザーの要望の多い新しい商品・役務を把握し、これらにかかる適正な表示、区分及び類似群に関する情報提供を行うことで、適正な出願支援に取り組んで参ります。 特許庁HP：新しい商品・役務名の御意見・ご要望 https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/bunrui/iken_yobo.html
11	審査一般（商標）	審査速度	商標のFA 期間：目標の数値は、ファストトラック審査・早期審査が適用された出願を含めた数値目標と伺っている。早期審査・ファストトラック審査適用外の通常の商標登録出願の審査期間のFA 期間がこの目標の数値となるようご尽力頂きたい。	現在の商標審査には、①早期審査（申請から2月）、②ファストトラック審査（出願から6月程度）、③通常審査（出願から1年程度）の3つのトラックがあり、実施庁目標等で設定する数値目標は①～③の平均値となっています。 今後、各種審査処理増大策の成果により通常審査の審査期間を徐々に短縮する計画ですが、通常審査においてもFA6.5か月程度となるよう審査期間短縮に向けて取り組んで参ります。 また、近年の商標出願の増加に伴い審査期間が延伸している現状に対し、早期の権利化要望に応えつつ、審査効率化が期待できるファストトラック審査の推進、各種事業事業による審査効率化、任期付職員（商標審査官補）の採用などの対策を講じ、審査処理件数の増加・審査期間の短縮に取り組んでいるところです。
12	審査一般（商標）	審査速度	商標審査の迅速化に取り組むべき。	近年の商標出願の増加に伴い審査期間が延伸している現状に対し、早期の権利化要望に応えつつ、審査効率化が期待できるファストトラック審査の推進、各種外注事業による審査効率化、任期付職員（商標審査官補）の採用などの対策を講じ、審査処理件数の増加・審査期間の短縮に取り組んでいるところです。また、商標の料金体系に関しては、不使用商標やストック商標対策及び審査負担軽減の観点を踏まえ、検討を進めて参ります。 また、迅速的確な権利付与に集中すべきとの御指摘を踏まえた上で、イノベーションの推進を図るべく、関係者とも連携しながら、各種の普及・支援施策を適宜見直していくとともに、必要な施策を講じて参りたいと考えております。 （参考） ※早期の権利化には、「早期審査」「ファストトラック審査」の活用もご検討ください。 ・早期審査（対象案件について、申請から約2か月で最初の審査結果通知を行う審査運用） https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html ・ファストトラック審査（対象案件について、出願から6ヶ月程度で最初の審査結果通知を行う審査運用） https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
13	審査一般（商標）	審査速度	ファーストトラック審査の対象となるには、審査基準や国際分類表に記載された商品、役務のみを指定商品、指定役務として記載させるを得ず、実際の商品、サービスとの齟齬が懸念される。	商標登録出願に際しては、商標を使用する商品・役務を指定することとなっています（商標法第6条第1項）。そのため、出願に際しては、商標を使用する商品・役務を踏まえ、ファーストトラック審査の利用について検討されているものと承知しています。 ファーストトラック審査は早期の権利化ニーズに応えつつ、商品役務にかかる審査負担の少ない出願を増やすことで審査全体の処理促進を図るものです。現在、審査期間短縮に取り組んでおり、2022年度末に一次審査通知までの期間を6.5か月、権利化までの期間を8か月とする政府目標を設定しています。ファーストトラック審査を含む審査効率化策及び任期付審査官（補）の採用を含む審査処理増大策を実施し、全出願を早期に審査着手できるよう取り組んで参ります。 また、新しい商品・役務名に関する情報提供を強化して参ります。例えば、新しいタイプの商品やサービスに機動的に対応すべく「新しい商品・役務名のご意見・ご要望提出フォーム」を設置しておりますが、同フォームの周知・利用促進を図り、かつ、同フォームを通じて寄せられた新しい商品・役務名を必要に応じて、特許庁ウェブサイト及びJ-PlatPatを通じて公表することで、特許庁で受入れ可能な商品・役務名に関する情報提供の強化を図って参ります。
14	審査一般（商標）	歳出・歳入構造改革	特許庁の財政状況が厳しいようですが、商標でいえば、やはりある意味無駄な審査でコストがかかっているのだと思います。現状の出願手数料ですと、弁理士に調査をオーダーするより、出願して（無料で）審査をしてもらい、その結果を得てから使用を開始する、という発想もありうると思います。そのため、精査をしない出願が増え、その手数料以上の審査における人的物的コストが発生していると思います。 私が考える財政改善は以下の通りです。 ・登録料や更新料の値上げでは審査コストは変わらないので出願時手数料を値上げする ・商品役務について審査が必要なものについては、費用を変える（基準通りや、j-platpatで採択されている商品役務のみの場合には費用が安くなる仕組みをつくる） ・代理人を経由しての出願を増やす（審査コスト減）	いただいた御意見も踏まえ、諸外国の料金体系や先進的な取組等も参考にし、多くの方にご理解いただけるよう、商標の料金体系に関する検討を進めて参ります。
15	審査一般（商標）	制度一般	マドプロの暫定拒絶通報のPDFにはテキスト情報が埋め込まれておらず、非常に不便です。マドプロでは6条1項関連の拒絶が多く、第VI欄に記載の商品・役務の記載の通り補正する機会が多いのですが、商品・役務の分量が多いと、第VIの内容を確認し、タイピングするだけで数時間を要することもあります。 テキスト情報の埋め込まれたPDFにするなど、「当たり前」のデジタル化を進めてほしいと思います。また、それが難しいのであれば、代理人からの、要望に応じてVI欄の商品・役務のテキスト情報をメールで代理人に送付してもらうといった方法も考えてほしいと思います。	御指摘いただきました「暫定拒絶通報のPDF」は、WIPOが提供するMadridMonitorよりダウンロードできる暫定拒絶通報のPDFファイルと推察されますので、その前提で回答いたします。 特許庁からWIPO宛てに送付する暫定拒絶通報のデータは、テキスト情報が埋め込まれています。そのため、御指摘の「テキスト情報が埋め込まれていない」事象は、WIPO側が暫定拒絶通報をMadridMonitor上で表示させる際の加工により生じているものと推察します。 現状、MadridMonitorを通じて暫定拒絶通報をご覧いただく場合であっても、そのPDFファイルを自身のパソコンにダウンロードいただき、Adobe Acrobat（「PDFを編集」機能を利用）等のソフトを利用することにより、暫定拒絶通報のテキスト情報の取得は可能となっています。 なお、WIPO側の各種情報提供サービスに関しては、より利便性の高いファイル形式とすべき旨の要望を伝達して参ります。
16	審査一般（意匠）	新規性喪失の例外	新規性喪失の例外適用に関するガイドラインの当て厳めに関する問題に付いて、意見させていただきます。 今回、改正法を適用して建築物として出願された意匠の多くは法4条2項の適用を受けているものとお見受けいたします。建築物においては、屋外で製造されるものですから、製造過程が否応なく公衆の目に触れます。そのため、建築物における新規性喪失の例外適用を受けるための証明書の作成方法については、従来の物品と異なる説明が必要と考えます。 従来においても、建築物の部品の意匠に関しては、屋外工事での公然実施により無効とされた審判例がありました。今日においては、Googleストリートビューやドライブレコーダー等によりタイムスタンプ付きの記録画像が第三者によって容易に取得できてしまうことが考えられるため、屋外での施工段階を公開の事実として証明すべきかどうかをガイドラインで説明されることを要望致します。	ユーザーの皆様には、公開によって新規性が喪失することがないよう基本的には公開前に出願していただくよう普及啓発に取り組むとともに、御意見を踏まえて、御指摘のケースについても今後のガイドライン等において説明を行って参ります。
17	審査一般（意匠）	新規性喪失の例外	意匠の新規性喪失の例外規定について、欧米のようなグレースピリオドの制度を参考にして、自己の創作等が出願前に公開されても、証明書を提出せずとも新規性、創作非容易性が否定されない等の法改正を早急に行うべきである。	いただいた御意見を踏まえ、意匠制度における新規性喪失の例外規定の適用に関する問題について、今後ユーザーの皆様が直面している実態をより詳細に把握する中で、対応について検討して参ります。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
18	審査一般（意匠）	制度一般	法改正により建築物のデザイン模倣に対して直接的に警告が行えるようになったことに期待しております。その一方で、施工会社が建築主から間取りやデザインの要望を聞いて施工するいわゆる「注文住宅」の建設においては、意匠法23条の「業として」要件が模倣者にとっての口実とされ得る状況が依然として残っております。こうした問題を改善する措置として、第一に当業者である建設業関係者、とりわけ建築士に対する意匠制度の周知を強く要望します。建築物の設計契約で広く用いられている四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約約款は、改正意匠法の施行日の同日に改正され、法改正の内容が反映されました。一方、その約款の履行当事者に当たる建築士に対しては、建築士法 2 2 条の 2 に基づく定期講習が義務付けられておりますが、現状で、その履修内容に意匠法を含んでおらず、建築士の知識の更新という法定定期講習の目的からも、不十分となっています。国土交通省と共同した措置を要望します。 業者だけでなく一般消費者に対する注意喚起も大変重要だと考えております。貴庁におかれましては、コピー商品撲滅キャンペーンで一般消費者向けに強く注意喚起されており、これが建築物の分野においても成されることに期待しております。また、建てたときには専用住宅であっても、これをリロケーション等で賃貸したり、店舗やスタジオとして使用すれば「業としての使用」に該当しないとは言えなくなるのであり、そのことについての注意喚起も必要と考えます。ぜひ、その取り組みをお願い致します。	昨年の意匠法改正にあたっては、これまでも関連団体に対する複数回の説明会等を通じた新たな意匠制度の周知を行っております。御意見を踏まえ、今後改めて国土交通省にも協力を依頼しつつ、特許庁から関係事業者に対してより一層の普及啓発に積極的に取り組んで参ります。また、一般消費者についても改めて普及啓発に積極的に取り組んで参ります。
19	審判一般	コミュニケーション	Skype for Businessを用いて審判官面接をしたが、画面共有の際に特定の場所をマウスカーソルで示せないなど、意思疎通が難しかった。WEB面接を快適に利用できるよう、改善をお願いしたい。	Skype for Businessにはコメントツール機能が搭載されておりますので、是非ご活用下さい。コメントツールを使用することにより、プレゼンテーションのさまざまなポイントに視覚的に焦点を当てることが可能です。（スライドの右側にある [コメント] ボタンをクリックすることで描画、スタンプ、蛍光ペンなどのツールが表示可能です。）。また、Skype for Businessに加えて、Web 会議システムV-cubeの利用も可能ですので、是非ご活用下さい。いただいた御意見を踏まえ、WEB面接を快適に利用できるよう取り組んで参ります。
20	審判一般	基準・品質	1 回で拒絶査定せず、2 回目の拒絶理由通知を望む声もあるようだが、審査官のなかには独自の確固たる基準を持った方もあり、そのような場合に、審査段階で何度も同じ応答を繰り返すことは、特許庁にとっても、出願人にとっても負担である。特に、補正や審査官の誤解を解消することで、拒絶査定理由が解消する可能性がある場合に、審判請求を必須とする必要はない。そこで、現在補正を前提として、審判請求後になされる前置審査ではなく、補正の有無に拘わらず、審判請求前に請求可能な「審査官による再審査」を設けていただきたい。	審査官は審査基準に則って統一的な判断を行うべきであり、審査官間の判断が均質となるよう、取り組んで参ります。ご提案の「審査官による再審査」の必要性については、審判制度の設置の趣旨や、審査・審判の効率性などの観点も踏まえ、慎重に検討すべきものと思料します。
21	審判一般	制度一般	分割出願の審査が比較的早い日本の運用では、審判事件と分割出願は同時に進むことが多く、分割出願について親出願と同様の拒絶理由をすぐに受けることになる。審判事件と分割出願の同時進行を避けるために早期審理を請求しても、かなり速やかに進めなければ、分割出願の審査着手前に特許査定を受けることは難しい。そのため、親出願が特許され、分割出願が不要なものとなっても、分割出願を取下げ、審査請求料返還を受けることは難しく、分割出願はそのまま取り下げることなく放置することになる。これでは、審査請求料返還制度があっても、事実上利用の機会を失わせ、特許庁にとっても出願人にとっても、費用と労力の無駄と言える。そこで、この問題を解消するために、「審判請求後における分割出願の機会」を与えて欲しい。	分割出願の時期的要件については、過去の法改正により緩和されています（平成 1 8 年法改正により、補正をすることができる期間に加え、特許査定後及び拒絶査定後の一定期間にも、出願の分割を認めることとされ、また、平成 2 0 年法改正により、拒絶査定後の分割可能期間が 3 0 日から 3 月に拡大されています（特§44①三）。） 分割可能な時期については、実効的な権利取得や、制度濫用のおそれの観点も踏まえて定められておりますが、いただいた御意見は、今後施策を検討する上で参考にさせていただきます。
22	審判一般	制度一般	外国からの案件で、出願人が譲渡により変わった場合に、現地代理人からその点についての明示的な記載なく拒絶査定不服審判請求の依頼がある場合が少なからずある。この場合、日本側で気づけばよいが、そうしないと、譲渡前の出願人名で審判請求をすることになるが、そうすると、譲渡前の出願人の委任状補充の指令がかかる。しかしながら、譲渡前の出願人からは倒産等で委任状を取ることが難しいが、現状、譲渡前の出願人の委任状を提出できなければ却下処分となってしまう。 当然ながら、審判請求をする案件は重要な案件であり、そのような重要な案件が、上記のような理由で権利取得ができなくなることは酷である。 そのため、上記のような場合に、譲渡前の出願人の委任状を必要とすることなく、譲受人への名義変更手続とそれを証明する書類の提出で手続を進めることができるようにすることをお願いしたい。	特許を受ける権利を特定承継により承継した場合には、権利の帰属関係を明確にするため、特許庁長官に届け出がなければ効力を生じないとされています（特許法34条4項）。 このため、名義変更届提出前に審判請求した場合には、審判請求時には特許を受ける権利の承継について効力が生じていないことから、審判請求は旧名義人が行う必要があり、また、代理人が行う場合には旧名義人からの委任が必要となります。 名義変更届により遡及して特許を受ける権利を承継したこととすることは、特許法34条の趣旨に鑑み慎重な検討が必要と考えられます。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
	（２）出願などの手続に関すること			
23	出願などの手続に関すること	新規性喪失の例外	新規性喪失の例外の書類作成が厳格すぎ、中小企業の実情に合っていない。ほとんどの中小企業が記録さえもしていない場合が多い。出願時の願書記載は所定期間内に緩和するとともに、追加可能とする。特許出願時にすべての新規性喪失事由を確認しなければならず、調査時間と書類作成の負担が大きい。アメリカ型に近づけるべきである。特許出願公開されても、自己の改良出願については、一定期間例外とするべきである。せっかく開発し、改良しても自分の公開発明で拒絶されるのでは、全く開発努力もしていない者が自由に実施できるようでは、不公平である。	新規性喪失の例外の適用を受けるための手続負担に関しては、中小企業等の実情も考慮しつつ、適切な制度のあり方について検討をしていくことが重要であると考えています。 御指摘ではアメリカ型に近づけるべき、との言及がありますが、アメリカのように、出願人が一切の手続きをすることなく新規性喪失の例外の適用を受けられるようになれば、制度を知らない出願人が不利益をこうむることがなくなるという御意見があることは承知しています。一方で、特許を受ける権利が譲渡され公開時と出願時の権利者が異なる場合など、審査官や第三者からみて特許法30条2項が適用されるのか否か分かりにくくなるおそれがあるのに加え、安易に新規性喪失の例外の制度を利用する出願人が増えると制度の適用要件が日本より厳格な国において権利化できなくなるおそれがあり、出願人にとっても不利益となり得る等の慎重論もあります。そのため、制度改革には慎重な議論が必要であると考えています。新規性喪失の例外はあくまでも例外的な制度であることに鑑みれば、発明の公開前に特許出願をすることを出願人の方々に徹底していただくことを含め、適切に制度を周知していくことがまずは重要と考えております。 また、一定期間の間に出願された改良発明は、基本的な発明に基づいて拒絶されないようにするという制度につきましても、改良発明を権利化できるというメリットがあるものの、第三者の監視負担が高まる、第三者の発明の利用が過度に制限されることになる、外国で権利化ができなくなるおそれがある等のデメリットも考えられるため、慎重な議論が必要であると考えております。なお、基本的な発明の出願の１年以内でしたら、国内優先権を主張することで、基本的な発明の出願の後に、その発明と後の改良発明とを包括的な発明としてまとめた内容で特許出願をすることができますので、必要に応じて国内優先権制度も併せてご活用ください。
24	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	特許庁への提出書類では、原本の提出または、署名もしくは押印が要求される書類が多数ある。これらの書類の提出は郵送となるため、事務所等への出勤が必須となり、在宅勤務への移行の障害となっている。多くの書類は写しでも十分に足り、真正性に疑義が生じる様な状況であれば原本の提出を求めるように運用を変更頂きたい。 委任状等への押印廃止や原本提出を不要にして頂きたい。	新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて、デジタル化に向けた検討を進めております。その一環として、今般、なりすましの回避が他の手段により可能な手続（代理人の選任に関する手続、新規性喪失の例外証明書に関する手続、当事者系審判に関する手続等）については押印を廃止することとしております。そのため、押印をした原本の提出も不要となります。
25	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	手続き全般のオンライン化について方向性としては賛成である。但し、マドリッドプロトコル関連の出願手続さについては、現状の紙での手続きを希望する声もある（オンラインとなると差し替えが認められなくなると聞いているため）	新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて、デジタル化に向けた検討を進めております。その一環として、手続全般のオンライン化を進めて参ります。書面手続についてもユーザーの御意見を伺いながら検討していく方針です。また、オンラインによる不都合が生ずることのないよう、検討して参ります。
26	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	移転登録関係手続のオンライン化、同手続きにて求められる譲渡証書や委任状の原本提出を不要にして頂きたい。	新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて、デジタル化に向けた検討を進めております。その一環として、移転登録手続につきましても、オンライン化の対象として検討しております。権利移転手続につきましても、電子署名等の活用も検討し、オンライン手続が可能となるよう検討する予定です。また、委任状につきましても押印を廃止することとしております。
27	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	スーパー早期審査の要件緩和は歓迎します。遅延審査の導入を含め、ユーザーの選択肢が増えることも歓迎します。押印廃止や手続きの電子化の推進は歓迎します。異議申立や当事者系審判の書類もオンラインによる手続を可能とする方向性で検討、実現いただきたいところです。	スーパー早期審査の要件緩和、遅延審査の導入については、その是非も含めて、今後の検討課題とさせていただきます。また、新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて、デジタル化に向けた検討を進めております。その一環として、異議申立や当事者系審判の書類を含め、現在電子申請できない手続につきましても、電子申請を可能とすべく検討を進めております。加えて、特許庁から発送している書類についても、電子化の検討を進めて参ります。
28	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	押印書類について、簡略化できるものは簡略化してもらいたい。また、証明書は原本の提出が求められるところ、PDF ファイル等の電子データでの提出を認めてもらいたい。外国では、PDF ファイル等の電子データでの提出を認めているケースがあるようである（このため、外国代理人に証明書類等を要求すると、原本を送ってこないケースもしばしばである）。	新型コロナウイルス感染症対策も兼ねて、デジタル化に向けた検討を進めております。その一環として、委任状につきましても、押印を廃止することとしております。また、現在電子申請できない手続につきましても、電子申請を可能とすべく検討を進めております。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
29	出願などの手続に関すること	手続の電子化・押印廃止	当事者系審判の手続き書類については、（１）書面での提出が必要であるが、正本に加え、副本の作成や証拠書類の書面での準備（複製作業）等、負担が多い。加えて、（２）窓口提出の場合は運搬に労力を有するケースもしばしばあり、また、郵送提出の場合には特許法第１９条に基づき、書留での送付が推奨されるところ、書留は４ｋｇ未満でなくてはならず、１件の審判事件の手続き書類をやむを得ず分割して送ることもある。さらに、（３）審判の当事者は、特許庁に対し、手続き書類のデータをアップロードするよう要求され、庁において電子的利用が可能であるのに対し、当事者は、庁からの指令書類等を書面でのみ受領するため、電子的に利用することは困難であり、不公平感がある。 このような負担を軽減するため、当事者系審判の手続き書類についても、オンラインでの手続きを可能としてもらいたい。また、特許権の登録申請手続きに関しても、オンライン手続きができるようにしてもらいたい。	審判における手続や特許権等の登録申請の手続きを含め、現在電子申請できない手続につきまして、電子申請を可能とすべく検討を進めております。
30	出願などの手続に関すること	手続一般	現在、特許出願書類及び応答書類に使用可能な文字は、シフトJISコード等の文字に制限されており、これ以外の文字や記号を書類中で用いる場合は、イメージデータとして貼り付けて、特許庁提出用データを作成する必要がある。そのため、使用可能文字以外の文字や記号を多く含む場合は、多量のイメージデータを貼り付けることになり、ワードデータで作成された原稿を特許庁提出用データに変換する作業に多くの労力を費やし、また、変換がうまくいかない場合も少なくないという、不毛な作業を強いられている。また、このように変換がうまくいかない場合やそのような事態に備えて、コロナ禍で、事務スタッフに出勤してもらわざるを得なくなっている。また、使用可能文字以外の文字や記号毎に改行が必要なため、文章が非常に読みづらくもなっている。化学分野では、化学式が多量に記載されるのでもちろんのこと、近年出願が増えているAI関係の明細書も、数式、記号、ベクトルが多く記載されるため、上記の問題に悩まされているところである。また、使用可能文字が制限され、太字や斜字の文字修飾を使用できないことで、発明の表現の幅が制約され、発明の適切な保護という観点からも問題である。欧米の特許庁では、PDFデータ又はワードデータで特許出願書類及び応答書類を提出できるようになっている。以上から、特許出願書類及び応答書類をPDFやワードデータで提出できるようにすることを強く要望するものである。	国境を越えた知財活動が活発に行われていることに鑑み、情報の流通等を簡便に行うため幅広く用いられていて、また、世界知的所有権機関（WIPO）が定める技術標準にも整合的な、テキストベースのXML形式で、特許出願書類や応答書類をご提出いただくことが合理的と考えております。また、特許庁内のシステムも、この形式に合わせて構築しています。このようにすることで、国際標準に沿ったシステムを効率的に整備しつつ、出願人や代理人の皆様には、事前に出願ソフト上で主要な方式要件をチェックした上で、特許出願書類等を特許庁にご提出いただくことが可能となっています。 特許出願書類等をPDFやワードデータでご提出いただけるようにする場合には、このようなチェック機能の多くが実現できなくなるほか、現行のシステムを大きく作り替える必要があり、多額のシステム改修費用も必要となります。また、データのフォーマットが事業者によって変更されるたびに、システム改修が必要になるという点も懸念されます。 現状、ご不便をおかけしておりますが、御理解・御協力をお願い致します。ご要望の点につきましては、WIPOの技術標準の動向や技術の推移等も踏まえつつ、今後のシステム検討の参考とさせていただきます。
	（３）その他、産業財産権制度に関すること			
31	その他、産業財産権制度に関すること	制度見直し・創設	韓国のような指定商品の追加登録制度の導入を希望する。	指定商品・指定役務を事後的に追加する制度については、出願日及び権利発生日が異なる権利が一つの登録原簿内に存在することのユーザー及び官庁の管理上の問題、確定していた権利範囲が拡大することによる第三者の監視負担等の課題があります。また、既存の商標権に追加的に商品を登録する国内制度を有している国は同国以外に把握しておらず、加えて、新たに出願することで必要な保護は図られている面もあることから、現時点で同制度の導入に向けた検討は行っていないが、商標制度の更なる改善に向けて今後の制度設計の参考とさせていただきます。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
32	その他、産業財産権制度に関すること	制度見直し・創設	調査報告制度と継続審査請求制を導入して頂きたい。 ○調査報告制度への日本への導入案 欧州（ＥＰ）、シンガポール（ＳＧ）、ＤＥと同様に、審査請求前に調査報告（ＪＰ特許庁による調査報告）を得ることができるようにすることで、出願人に対して、出願審査請求を行うか否かの検討機会を付与することができる。すなわち、審査請求前に、調査報告で挙げられた文献に対して差別化する補正の検討を行うことができるので、出願人に対して、広い権利範囲を狙った権利化のためのチャレンジ回数を増やすことができる。また、調査報告に基づいて肯定的な審査結果を得る見込みのない審査請求を断念することで、無駄な審査請求を減らすことができ、特許出願全体に費やす費用の軽減を図ることができる。また、調査対象を全件とせず調査請求の行われた案件に限定することで、調査を望まない特許出願全体に費やす費用をさらに軽減できる。また、外国特許庁による調査報告の活用を促進するための改正を行うことで、ＪＰ特許庁による調査報告を利用した場合と同様に、無駄な審査請求を減らすことができ、特許出願全体に費やす費用の軽減を図ることができる。これにより、特許出願制度をより使いやすい制度に改善でき、特許出願の利用促進（出願件数増加）が期待できる。なお、調査報告制度の導入は、ＰＣＴ出願の国際調査報告について行われている運用の拡張として実現可能であり、スムーズに行われ得るものと考えられる。また、現行の特定登録調査機関の制度は維持することが望ましい。これにより、出願審査請求料の減額を受けるための選択肢として、出願人は、ＪＰ特許庁による調査報告、外国特許庁による調査報告、ＪＰの特定登録調査機関による調査報告のいずれかを選択することが可能になる。 ○継続審査請求制度の日本への導入案 ＵＳと同様に、最後の拒絶理由通知及び拒絶査定が出されても広範囲の補正を行い再度の審査を請求できるようにすることで、出願人に対して、広い権利範囲を狙った権利化のためのチャレンジ回数を増やすことができる。また、合議審査請求又は審査官変更請求を創設し審査官による審査内容の見直しが促進されるようにすることで、出願人に対する審査の利便性を向上でき、審査品質の向上を促進できる。さらに、継続審査請求料を通常の審査請求料の１／３～２／３とすることで、分割出願を行う場合や拒絶査定不服審判を請求する場合に比べて継続審査請求の費用を低額に抑えることができ、本来保護されるべき出願が費用的な理由から権利化断念に至る事態を防ぐことができ、不要な分割出願及び拒絶査定不服審判請求を抑制できる。これにより、特許出願制度をより使いやすい制度に改善でき、特許出願の利用促進（出願件数増加）が期待できる。	調査報告制度による特許審査プロセスの出願人費用の配分柔軟化、出願後の厳選を通した審査の効率化の可能性や、継続審査請求制度の導入による出願人負担の軽減の可能性について、多角的な観点からの貴重な御意見として、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
33	その他、産業財産権制度に関すること	制度見直し・創設	審議会資料において、コロナ禍下での期限徒過の救済について論じられているが、この点は、審議会資料にある通り、見直しを図って頂きたい。 また、権利回復、優先権回復一般について、PLT対応の法改正後も、現状ほとんどが認められないような運用となっている。弊所では、外国からの出願を多く扱っている関係で、権利回復等の申請の問合せや依頼も多い。外国での権利回復等が認められるレベルと日本のレベルとあまりにもギャップがあるために、外国の出願人を失望させており、また弊所も対応に非常に苦慮しているところである。このように、明らかに外国のレベルと日本のレベルとの間、言い換えれば、PLTが想定しているレベルと日本のレベルのギャップが大きいので、世界標準のレベルとなるように運用を変更する、ないしは法改正をお願いしたい。	御指摘のとおり、期間徒過の救済については、災害事例に応じた期間救済の条件の明確化、救済事例の充実化、終期設定など、包括的な対応方針をガイドライン等にまとめ、災害が生じた際に速やかに公表できる体制の構築を図ります。 また、現在、権利の回復制度について見直すべく検討を進めています。現行では特許法条約が規定する「相当な注意基準」に対応する「正当な理由」が認められる場合に権利の回復が認められるところ、これを同条約が定める「故意によらない基準」に転換し、あわせて、制度濫用の防止と手続期間の遵守を図るべく、回復手数料を徴収する方向で検討を進めております。この制度改正が実現すれば、権利の回復は容易となり、御指摘の点も改善されるものと考えます。
34	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	経費の削減はもちろん重要ですが、基本的にはユーザーの利便性を高める新たな施策（例えば救済措置の要件緩和やスーパー早期審査の要件緩和）を創出し、新たな施策の適切な対価として庁歳入を高めるという方向性の視点で検討いただきたいと思います。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。御提案いただきました事項のうち、現在、権利の回復制度について見直すべく検討を進めています。現行では特許法条約が規定する「相当な注意基準」に対応する「正当な理由」が認められる場合に権利の回復が認められるところ、これを同条約が定める「故意によらない基準」に転換し、あわせて、制度濫用の防止と手続期間の遵守を図るべく、回復手数料を徴収する方向で検討をしております。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
35	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	類似商品・役務審査基準に掲載の例示のみを用いた商標出願は、その登録後の権利範囲について疑義を生じる場合や、権利行使が困難となる場合、海外で権利を取得する場合に不具合を生じる重大な要因となり得る。よって、例示のみを用いた商標出願を推奨する方向性には賛成できない。 費用のインセンティブを持ってそのような例示を用いた商標登録出願を誘引することは、上記理由から、多くのユーザーの事業に真に役立つ商標権の取得を阻害することに繋がる。よって、例示のみを用いた商標登録出願の出願料金を低額とすること、並びに、例示のみの場合と具体的表示を用いた場合とで出願料金の差異を設けることには賛成できない。 例示の推奨並びに出願支援ツールを介した容易な手続手法の構築及び費用の低廉化は、商標登録の軽視に向かう一因ともなり得る。またそのような方向性は、商標登録制度自体への信頼性の低下にも繋がるものであり、ユーザー保護に欠け、商標法の法目的にも悖る結果となる。よって、例示の推奨、出願支援ツールを介した出願及び費用のインセンティブは、ユーザーや商標制度の在り方に対して、寧ろマイナスの影響を与えるおそれを危惧する。よって、例示の推奨、そのような出願支援ツールの利用や料金の低廉化には賛成できない。	商標登録出願に際しては、商標を使用する商品・役務を指定することとなっているところですが（商標法第6条第1項）、御指摘の懸念があることを踏まえ、類似商品・役務審査基準に掲載の例示表示及び掲載されていない具体的表示が必要に応じて使い分けられている現行制度を維持しつつ、手数料面でのインセンティブの必要性、妥当性について丁寧に検討して参ります。 また、出願支援ツールについても、利便性の向上の結果、ユーザー保護に不足が生じないよう配慮して、検討して参ります。
36	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	1900年代から2000年前後に掛けて日本企業は出願件数を競い合う傾向にありましたが、その知的財産活動に掛ける費用（以下、知財費用）は非常に多額でした。しかし、多くの日本企業は、その後のリーマンショックにより企業業績が悪化したことを受けて知財費用を大きく減じ、更にその後も知財費用を再び増加に転じさせることなく、知的財産活動について量から質への転換を迫られている状況にあります。加えて、今年になってのコロナ禍のため多くの日本企業の業績は厳しい局面に立たされており、来年度以降、知財費用は維持もしくは更なる削減を経営から求められる状況にあるものと予測されます。 このような日本企業の状況を踏まえ、今後、特許庁が歳入歳出の改善を図るための『歳入構造の見直し』として、現行料金の値上げを施策とすることについて反対いたします。料金値上げは、結果として知財費用を増加できない日本企業において更なる出願件数の減少を招き、日本企業の知財力を削ぐばかりか、出願件数の減少に伴い知的財産活動を推進する知財部門の要員数減も引き起こし、知財組織力の弱体化をも招きかねないものとなります。特に、コロナ禍を乗り越え日本企業の多くが業績を回復するまでの期間における料金値上げについては避けるべきと考えます。 特許庁は『歳出に関して徹底した効率化、合理化』を進める方向性も打ち出されていますので、料金値上げの施策を検討する前にシステム開発等の経費について見直しを進め、料金値上げとならないよう施策を講じていただくことを強く要望いたします。 加えて、経費見直しの結果として、料金見直しによる歳入増加が避けられない見通しとなった場合であっても、出願については現行料金の維持を要望いたします。出願料金の値上げは出願件数の減少に至ることから、避けるべきと考えます。料金見直しを行うのであれば、年金のうち高年次年金の料金値上げなどにより歳入増加を図り、出願から登録までの出願人の権利取得の意欲を低下させない施策をご検討いただくべきと考えます。	歳入構造の見直しにおける具体的な方針の決定にあたっては、コロナ禍等の日本企業の置かれている状況や、料金改定による知財活動への影響を踏まえ、検討を進めて参ります。 歳出構造につきましてはシステム開発費を含め見直しを行っており、また、業務のあり方の見直しとして、テレワークの一層の推進や執務スペースの見直しなどの試行にも着手しております。 料金見直しの施策についてのご提案は、貴重な御意見として参考とさせていただきます。
37	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	特許特別会計の財政運営に係る情報公開等のあり方について、総額1500億円の予算が計上されているが、このうち400億円が、システム及び庁舎への費用になっている。 しかしながら、この内訳が明らかでない。つまり予算の3割弱が透明性を欠いている。ブラックボックス化している。これについての説明資料を請求したい。 また、庁舎費用については、どのような費用が費やしているのか、アスベスト対策と聞いているが、この費用を精査することは何故できないのか。	特許特別会計の財政内容については、予算情報、決算情報に加え、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類を公開しております。また、本小委員会の資料（第2回資料2 p.112-115、第4回資料4）でも近年の予算についての資料をお示ししています。 今後、本小委員会のとりまとめを踏まえ、システムや庁舎費用等の一時的経費のみならず、定常的な経費についても、しっかりと見直しに取り組むとともに、特許特別会計の更なる透明性の確保や、財政運営状況の検証の仕組みの構築等について検討を進めて参ります。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
38	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	予納制度は持続すべきだが、印紙納付は廃止すべき。	特許料（いわゆる年金）を含む各種料金の支払い方法については、特許印紙による予納については廃止をした上で、予納される方の利便性が損なわれないよう、現金による予納等の代替的手段を措置し、予納制度自体は維持する方向で検討を進めて参ります。
39	その他、産業財産権制度に関すること	減免制度	中小企業の減免制度緩和は素晴らしい施策であると考えます。一方で、制度の趣旨に反するような、1社で年間1000件を超える制度利用や、減免利用後に法人への名義変更等の対策は必要であると思います。しかしながらせっかく手続を簡素化したのに一部の悪用者のために手続を煩雑化することは反対です。また、一部の悪用者のためだけに免除を無くす、あるいは猶予するだけ、というも真に困窮する者のためには好ましい方向ではありません。法人の減免利用数を年間100件以下に限定する、個人の生涯減免利用数を40件以下に限定する、等の方向性が好ましいと判断します。あるいは、法改正が必要でしょうが、減免を受けた個人の権利から法人への権利移転時には、減免を受けた額の支払いをしなければ権利移転ができない様にしてもよいと思います。	御指摘の点も踏まえまして、多くの一般的な産業財産権制度利用者の負担が増大することがないよう留意しつつ、減免制度の制度趣旨に反する一部の利用について、これを制限・規制するような適切な対応を検討して参ります。
40	その他、産業材専権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	特許庁の置かれた環境を分析すると、少子高齢化、人口減少社会を迎えた日本において、さらに昨今のコロナ禍において、今後、特許等の出願件数が伸びていくとは考えにくく、むしろ減っていくと考えるほうが自然です。現に特許出願件数はここ数年減少傾向です。国際出願が増えていることから、企業は、日本の市場には魅力がなく、海外の市場を重視しだしている、と思われます。 その際に、特許庁にとって避けては通れない課題が特許庁のスリム化です。人事は、どの組織にとっても「聖域」で、なかなか難しい問題ではありますが、そこを「聖域」化せずに、長期的な視点は持つておく必要があると思います。 「産業構造審議会 知的財産分科会 基本問題小委員会」（令和2年11月16日）の「資料2」の9ページによると、FA11に向けて審査官を増やして「一次審査通知件数」が増え、「審査順番待ち件数」が減少いたしましたが、FA11達成後は、審査官定員が減っていないにもかかわらず、「一次審査通知件数」が減少し、その後横ばいとなっています。これはなぜでしょうか。高止まりするのならわかりますが、2013年から2014年でガクッと減っているのはかなり不自然です。「FA11が達成されたので手を抜いた」、と言われても仕方がないようなグラフです。「量から質へシフトした」と言えば聞こえはいいですが、では質がどれだけ向上したのでしょうか。「無効で取り消される確率が減った」等の質の向上を客観的に表す定量的な指標はございますでしょうか。以前は質が悪かった、ということでしょうか。審査官一人当たりの一次審査通知件数の推移をみるのも面白いと思います。 特許庁HPの採用情報によれば、審査官、事務官、新卒、任期付き等合わせて、来年度は200名程度採用予定のようです。出願件数が右肩上がり、審査順番待ち件数が多くなっていた時代と今とでは状況が全く異なります。この採用規模が適切なのか、いつまで続けるのか、その精査は必要だと思います。昨今のコロナ禍で、来年度、再来年度の採用を取りやめた企業がある、とのニュースも聞かれます。 上記資料では、特許庁の重要業務である審判業務についてはあまり言及されていないようですが、もし審判業務に余裕があるのであれば、審判から審査へ人を移し、審査の新規採用は控える、という手もあるのではないのでしょうか。 次に、コスト面について、上記資料の32ページ右側に、1件あたりの業務コストの比較がございます。このグラ	御指摘の点や国家公務員の定員管理に関する政府方針を踏まえつつ、外部有識者の知見も活用しながら、特許特別会計の更なる透明性の確保や、財政運営状況の検証の仕組みの構築等を通じて、産業財産権制度を支える特許特別会計の改善に着実に取り組んで参ります。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
40			フには非常に違和感があります。通常、業務を外注する場合には、その目的はコストの削減や効率化であり、製品一個あたりの製造原価の削減です。このグラフを見て、外注有りと無しが逆ではないのか、と我が目を疑いました。企業経営では考えられないグラフです。こんなことしたら経営陣総とつかえです。このグラフでは外注した方が50%もコストが増えています。これなら外注しない方が費用が抑えられるのではないのでしょうか。無駄な外注と言われても仕方ありません。「費用対効果」という言葉がありますが、費用を1.5倍にしたことによる効果は何でしょうか。付加価値の向上による販売単価1.5倍、生産性1.5倍、などの効果はありますでしょうか。 上記資料には令和3年度の概算要求が載っておりますが、依然として270億円程度の赤字のようです。これまでとあまり変わっていないようです。 上記資料は大変ボリュームがありますが、要は、今後も課題山積でお金がかかる、だから料金を値上げして賄いたい、歳出削減はほんのわずかですませたい、といったところでしょうか。システム経費の削減を検討されているようですが、それ以外には削減の余地はないということでしょうか。 一般的な経営の感覚からすれば、値上げをすれば当然売り上げは下がります。特許庁の場合、競合相手がおらず、プライスメーカーですから、料金の設定は自由にできますが、出願件数が右肩下がりの状況において料金値上げがどのような結果につながるかは慎重な見極めが必要です。 上記資料では、業務の効率化を図ることがいろいろと挙げられています。一般に企業経営では、業務の効率化の効果は、生産量の拡大による売上高の増加やコスト（人件費を含む費用）の削減による利益率の向上です。特許庁における業務の効率化による効果は何でしょうか。生産量（審査処理量）の増加でしょうか。余剰人員等の費用の削減でしょうか。効率化した結果が何なのか、効果を明確にする必要があると思います。 上記資料等を拝見しても、経営の視点が少ないように思われます。これまで企業再建を担ってきた「経営のプロ」に助言を求めるのも手ではないでしょうか。これまでとは全く異なる視点で財政状況を改善するアイデアが出てくるかもしれませんよ。きっと、目から鱗です。	
41	その他、産業財産権制度に関すること	歳出・歳入構造改革	料金改定の議論に際して、これまでの複数回にわたる値下げについての評価を行うべき。 過去のシステム開発の失敗をどのようにリカバリーするか議論すべき。また、庁幹部を含む開発体制を構築すべき。 リモート化（サテライトオフィス等）にシステム投資すべき。	具体的な料金水準の決定に当たっては、御指摘の過去の料金改定の状況等も踏まえ、しっかりと対応を検討して参ります。 また、特許庁業務・システム最適化計画につきましては、技術検証委員会の報告を受け、プロジェクトの進め方を全面的に見直すとともに、特許庁内のガバナンス体制についても再構築をした上で再開しております。技術検証委員会には引き続き、定期的な進捗状況等の確認をお願いしており、現在までのところ、再開後のシステム開発は順調に進捗をしているとの評価を受けているところです。 特許庁の業務のあり方等についても見直しに着手しており、テレワークの一層の推進や、テレワーク比率の向上を見越した執務スペースの見直し（フリーアドレス制の導入等）についても試行を進めています。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
42	その他、産業財産権制度に関すること	その他	近年、海外の事業者から国内に個人使用目的で侵害品（模倣品を含む）が送付される実態があると認識しています。例えば、海外 EC サイトにて販売される侵害品を個人使用目的で購入し、国内を配送地とした場合、知的財産権四法の法体系が前提とする「業として」に個人使用が該当しないため、個人使用目的での輸入は摘発が難しいものと理解しています。 しかし、このような実態を看過したままであると、侵害品の輸入において個人使用目的を前提とした小口化が横行し、国内での侵害品（模倣品）対策が行き詰まりとなってしまう恐れがあります。かかる実態については産業財産制度の課題として措置を講じるべきと考えます。 現在のところ、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、『模倣品の越境取引に関する商標法上の規制の必要性』について審議を進め、海外の事業者が国内の者に対して模倣品を直接送付する行為を「業として」の前提を踏まえた商標権侵害と位置付けるよう法改正の検討をいただいていると認識しております。かかる法改正について賛成致します。 しかし、当該課題は商標権だけに限定されず、特許権、意匠権や実用新案権についても同様な課題が存在しているものと考えます。また、模倣品だけでなく、各法の侵害品を対象として法改正すべきものであると考えます。 よって、知的財産権四法の各々（商標だけでなく、特許、実用新案、意匠の各々）において、海外事業者が国内に対して侵害品を直接送付する行為を侵害と位置付けるよう法改正いただくことを要望いたします。 そうすることにより、海外事業者からの国内への侵害品の送付について、個人使用目的であっても侵害行為として位置付けて税関における摘発等が可能になり、国内の知的財産権の保護がより確実に実施され、国内に侵害品（模倣品）が蔓延することを防止できものと考えます。	御指摘のとおり、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会（以下「商標制度小委員会」という。）において、近年の模倣品の流入増加に対応するため、商標法において、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づけることについて検討が行われました。 商標制度小委員会では、近年の模倣品の流入増加に対応するため、海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討することが適当であるとされました。 更に、商標制度小委員会においては、同様の問題は他の産業財産権との関係でも生じ得ることから、産業財産権四法の改正の必要性を検討することとされていましたが、一方で、産業構造審議会知的財産分科会第44回特許制度小委員会（令和2年12月8日開催）においては、特許法及び実用新案法に関する、本検討事項と同旨の改正の必要性について、今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当とされました。 このため、当面は、商標法及び意匠法について、上記の小委員会の議論を踏まえ、今後必要な取組を行うこととしております。
43	その他、産業財産権制度に関すること	その他	出願人・権利者の住所の公開を希望する。法人、特に外国法人の場合にまで個人情報保護を理由としてデータをクローズする理由はないのではないかと考える。外国法人の場合、読み下しの差（カタカナが漢字など）や郵便番号の有無などで、手続補正指令書（方式）が通知され2 ヶ月以内に補正しないと出願自体が却下になるという取り扱いであるが、出願人にとってその不利益が多き過ぎると考える。また、多くの出願案件を担う弁理士には、権利毎の登録住所又は識別番号上の住所の公開、或いは、特許庁への照会を可能とするなどの何らかの手当てをご検討頂きたい。	出願を行う際には、インターネット出願ソフトから出願人・権利者が過去に行った申請人登録情報を確認し、登録された情報に基づいて出願書類を作成いただくようお願いします。 出願人・権利者の住所は、公報に記載されますが、個人情報の保護の観点から、J-PlatPatでは一律に住所の照会ができないようになっております。 識別番号に紐付く「住所又は居所」を確かめたい場合には、出願課申請人登録担当へご相談ください。
44	その他、産業財産権制度に関すること	その他	USPTOのように、審査官のテレワーク環境を整備すべき。また、首都圏以外でも、自宅でテレワークできる審査官を広く登用すべき。	日本国特許庁においても、審査官が自宅からテレワークで審査業務を行うべく必要なサポートツールの開発・提供を進めており、コロナ感染拡大防止の観点等から、業務上可能な限りでのテレワークの活用を推進しているところです。今後のテレワークの更なる活用にあたっては、多様な人材確保の可能性が高まるといった点を十分に踏まえた上で、検討を進めて参ります。
45	その他、産業財産権制度に関すること	その他	侵害訴訟の弁護士費用負担が重く、中小企業には侵害を放置せざるを得ない場合が多い。侵害訴訟を利用できるのは余裕のある会社だけなのではないか。手続が厳格すぎるのではないのか。	侵害訴訟に要する訴訟費用が特に中小企業にとって負担が大きい点は認識しております。 より適切な損害賠償額の算定のため、特許法等を改正し、損害賠償額算定方法の見直しを行いました（特許法等の一部を改正する法律（令和元年5月17日公布・令和2年4月1日施行））。 具体的には、（ i ）侵害者が得た利益のうち、特許権者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、損害賠償を請求できることとし、（ ii ）ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、特許権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記しました。これにより、裁判所において、より適切な損害賠償額が算定されるようになりました。 制度改正について周知を行うとともに、中小企業において適切な知財活動が行われるよう、知財総合支援窓口等を通じ、情報提供等も含め引き続き支援を進めて参ります。 （参考： https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r010517.html） なお侵害が海外で行われている場合には中小企業等海外侵害対策支援事業等もご活用いただけますと幸いです。 （参考：https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_kaigaishingai.html）

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
46	その他、産業財産権制度に関すること	その他	スタートアップ支援として行なわれている I P A S は、スタートアップの知財の適切な保護、活用を通じて、事業の成長の助けとなっていると思われます。また、起業家などの知財マインドを醸成することにも役立っていると思われます。知財総合支援窓口などのいわゆる相談会は、門戸を広げるという意味で重要ですが、基本的には単発の相談であり、また、限られた時間内での対応となるため、最終的に知財を事業に活かすところまで手助けできているのかは、難しいところがあります。I P A S のように、メンターが担当企業を支援するスタイルであれば、担当企業の事業を踏まえて適切な助言が可能になると思います。このように、I P A S は有益な施策であると思いますので、今後も継続して行っていただきたいと思います。また、支援企業の数を増やしたり、対象を例えば中小企業にも広げることも検討していただきたいと思います。	支援企業の数的大幅に増加させることは現下の財政上の制約から限界もありますが、知財の保護・活用支援の観点から、IPAS事業のモデルケースから得られた知見を中小企業にも広げるべく、仕組み作りに取り組んでいます。また、中小企業向け支援については、特許庁及びINPITが主体となり、同様の観点からハンズオン支援を実施しており、今後も、中小企業の知財活動の支援に取り組んで参ります。
47	その他、産業財産権制度に関すること	その他	最近、日本学術会議の議論の中で、デュアルユース技術（民生用にも軍事用にも利用できる高度最先端技術）に国からの研究費用が出されない問題が浮上してきています。そこで、デュアルユース技術に関する特許出願を国（防衛省・自衛隊）が買い取ることを打診する制度を導入して欲しいと思います。例えば、国（防衛省・自衛隊）が資金を出して、出願人に少なくともライセンス料相当額（見込み額）以上の金額を支払って買い取りを打診する、打診に応じる場合は国から特許庁には審査費用を支払い、代理人または出願人には権利化費用を支払う、という設計が考えられます。その際に、国によって、必要があれば、所定期間または永久に公開されないような、秘密特許とすることも考えられます。国（防衛省・自衛隊）の判断を助けるような、何らかの諮問会議（日本学術会議ではなくてもよい）を設けることも考えられます。	今後の制度設計の参考とさせていただきます。
48	その他、産業財産権制度に関すること	その他	特許庁は、商標出願手続を一般国民が自分でも可能なように、ウェブサイトのコンテンツを充実させています。しかし、そのようなサイトを見ることにより、素人でも簡単に商標出願できてしまえば、専門家は不要なわけで、そんなはずは無いことは自明だと思います。 問題は、サイトを見ることにより、「行政庁への書類の提出」という意味では、素人でも可能となり、その商標登録を受けようとする者は、自ら手続をして商標を取得する、ということになります。しかし、代理人のアドバイスを受けない出願は適切で無い権利であることはかなり多く、本人は適切な権利を取得したと考えているので余計にたちが悪いです。たとえていうならば、一軒家を格安で購入したが、実は本人が気づかない欠陥を抱えていて、大地震により倒壊してしまう、そのような家を購入している、というようなことがあると思います。 フォーマット通りに記載して提出するだけ、というのではなく、適切な権利範囲にすべく、商標態様を検討し、指定商品役務を検討し、先登録との関係で商標や商品役務に修正を加えたり、その修正の方向性について検討したり、そのようなことをした上で願書を作成します。 そこには専門家としての経験、知識が必要であり、素人がサイトをみて直ちに申出できるというようなものではありません。 商標というのは目に見えない権利であり、商標登録をして適切な権利を保護しようとする者の考え、頭の中を出願書類を通じて具現化するものであり、それ自体が権利の範囲を画するものであり、そこには高度な知識と専門性が必要であります。 日々感じるのは、商標という強力な権利を知らない人が多いということです。それがビジネス上リスクになることがあるにも関わらず、商標を知らない、という人がビジネスパーソンの中にも多数おります。まったく商標に関わることなく、知られることもなく、事業を数年にわたって続けている人もいます。 どちらかといえば、商標出願ができるようなコンテンツをつくるより、商標を一般国民に周知し、理解してもらい、その手続は代理人を通じて適切な権利取得をすべく、アナウンスしていただきたいです。	商標制度に詳しくない方や出願に不慣れな方でも商標制度を理解でき、商標出願が可能となるよう、各種情報の拡充・提供及び相談窓口整備を進めています。また、説明会等の場を通じて、商標制度及び商標出願手続に関し高度な知識と専門性を有する弁理士の活用についても紹介しております。引き続き、上記取組を進めて参ります。

通番	中項目	細項目	御意見（概略）	考え方
49	その他、産業財産権制度に関すること	その他	コロナ禍による人と人との対面のコミュニケーションが難しくなる中、インターネットを活用したサービスがますます重要になる。インターネットによるサービスが拡大するに伴い、コンピュータプログラム保護の重要性は増している。 一方、コンピュータプログラムは、特許権と著作権による保護が可能である。また、意匠法改正、商標審査基準改訂により、画像に関しては、意匠権と著作権、商標権による保護が可能となり、さらに店舗の外観・内装に関しては、不競法を含む複数の法域にまたがる保護が可能となる。このように、知的財産権に関する法域は、一つの保護対象に対して多面的な保護が可能な制度となっている。 現実の産業空間でも、IoT、AI等による技術開発、ビジネス革新を背景に、特許権、商標権、著作権など複数の知的財産権で保護されうる1つの客体が、取引や他者との紛争の対象となる機会が増えている。これにより法域縦割りではなく、法域を超えた総合的なビジネス検討や判断を行うべき機会が増加し、行政面の支援への要請もあわせて高まることが予想される。 このような環境下では、知的財産の1つである著作権も新組織にて一元的に所掌されることによる知的財産行政の一元となったアクションが望まれる。日本の知的財産行政を包括的且つ分野横断的に行う組織を創設し、よりシームレスで機動的な知的財産政策の立案と実行により日本の産業界の発展を牽引して頂きたい。 特許庁の名称は、特許権のみでなく、商標権、意匠権を取り扱う実態を踏まえれば適当ではないと考える。名称を、知的財産を所管する官庁として「知的財産庁」「知的財産権庁」に改称する、或いは、特許庁の所管する権利を冠した「産業財産庁」や、米国やドイツなどでは特許と商標を併記している名称を参考として「特許商標庁」に改称するなどして、特許庁が特許以外の法域の業務も所掌している実態に合わせることを要望する。	関係省庁と適切に連携し、御指摘のような様々な環境変化の中にあっても魅力的な産業財産権制度となるよう、しっかりと取り組んで参ります。いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。